

富士河口湖町物品購入契約等に係る指名停止等措置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富士河口湖町が発注する物品購入等の契約（物品の購入及び借入れ並びに業務の請負をいい、建設工事の請負並びに建設工事にかかる測量、調査、設計及び監理委託についての契約を除く。以下「物品購入契約等」という。）の適正かつ円滑な執行を確保するため、町が行う物品購入契約等に係る指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第 2 条 町長は、富士河口湖町物品等競争入札参加資格者名簿に登載された業者（以下「業者」という。）が、別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当すると認められるときは、富士河口湖町入札参加者資格審査並びに請負業者指名選定委員会の意見を聴き、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該業者について指名停止を行うものとする。

2 町長は、別表第 2 の措置要件第 4 号から第 9 号までの暴力団関係者等を理由として指名停止を行うときは、あらかじめ警察当局の意見を聴くものとする。

3 町長が指名停止を行ったときは、物品購入契約等書を所管する関係部局及び出先機関の長（以下「関係機関の長」という。）は、物品購入契約等のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る業者を指名してはならない。当該指名停止に係る業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負業者及び共同企業体に関する指名停止)

第 3 条 町長は、第 1 第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負業者（再委託業者又は外注業者等を含む。以下「関連業者」という。）があることが明らかになったときは、当該関連業者について、業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 町長は、第 1 第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員である業者について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 4 条 業者が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 業者が、次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の指名停止の期間が 1 か月に満たないときは、1.5 倍）の期間とする。

一 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の要件に該当することとなったとき。

- 二 別表第2第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 町長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 4 町長は、業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を越える場合は36ヶ月）まで延長することができるものとする。
- 5 町長は、指名停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 町長は、指名停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 町長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- 一 談合情報を得た場合、又は町長が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第11号、第13号又は第15号に該当したとき。
- 二 別表第2第10号から第15号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 別表第2第10号、第11号又は第12号又は第15号に該当する業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第10号又は第11号、第12号又は第15号に該当する業者に悪質な事由があるとき。
- 五 町職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第

2 第 13 号から第 15 号に該当する業者に悪質な事由があるとき。

- 2 町長は、別表第 2 第 10 号、第 11 号、第 12 号及び第 15 号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の 2 分の 1 の期間とすることができる。この場合において、この項前段の期間が別表第 2 第 10 号、第 11 号、第 12 号及び 15 号に規定する期間の短期を下回る場合は、第 3 第 3 項の規を適用するものとする。

(事件等の報告及び指名停止の通知)

第 6 条 物品購入契約等を所管する課(室)又は出先機関の長は、この要領に該当すると思われる事件が発生したときは、速やかに別記様式 1 により町長にその旨通知するものとする。

- 2 町長は、第 1 第 1 項若しくは第 2 各項の規定により指名停止を行い、第 3 第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第 6 項の規定により指名停止を解除したときは、関係課(室)の長に対し別記様式 2 により、当該業者に対しては別記様式 3、4、5 により遅滞なく通知するものとする。ただし、当該業者については、町長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

- 3 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(一般競争入札及び随意契約の制限)

第 7 条 町長は、指名停止の期間中の業者を一般競争入札の参加者又は随意契約の相手方としてはならない。

ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第 8 条 関係課(室)の長は、指名停止の期間中の業者が当該機関の長が発注した物品購入契約等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該物品等契約等の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 9 条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(贈賄、暴力団関係者、独占禁止法違反行為、談合及び不正行為等に基づく措置の適用範囲)

第 10 条 別表第 2 の措置要件のうち贈賄、暴力団関係者等、独占禁止法違反行為及び競売入札妨害又は談合、重大な独占禁止法違反行為等を理由として指名停止を行う場合の適用範囲は、全国とし、その他の措置要件を理由として指名停止を行う場合の適用範囲は関東 1 都 7 県内(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、長野県)とする。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

虚偽記載等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町の発注した物品購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品の購入等契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p> <p>2 町の入札参加資格審査申請において、申請又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適切であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(粗雑品の納品等)</p> <p>3 町の発注した物品購入契約等の履行に当たり、粗雑品を納入し、又は仕様書に定められた品質、数量等に関し当該履行が不完全であったと認められるとき（その不完全な履行が軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>4 町以外の発注した物品購入契約等の履行に当たり、粗雑品を納入し、又は仕様書に定められた品質、数量等に関し当該履行が不完全な場合において、その不完全な程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 第3号に掲げる場合のほか、町の発注した物品購入契約の履行に当たり、契約に違反し、物品購入契約等の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>6 町の発注した物品等購入等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>7 一般の物品購入契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p> <p>8 町の発注した物品購入契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p> <p>9 一般の物品購入契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内</p>

別表第 2 贈賄、暴力団関係者等、独占禁止法違反行為、競争入札妨害又は談合及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>3 業者である個人又は業者である法人の役員が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 9ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(暴力団関係者等)</p> <p>4 業者である個人又は業者である法人の役員等が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>5 業者である個人又は業者である法人の役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するため、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>6 業者である個人又は業者である法人の役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>7 業者である個人又は業者である法人の役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>8 業者である個人又は業者である法人の役員等が業務に関し、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>8 の 2 物品の購入契約等の履行に当たり、相手方が暴力団関係者若しくは暴力団関係者と社会的に避難される関係を有していると認められることを知りながら下請契約等を結んでいるとき、あるいは相手方が暴力団関係者若しくは暴力団関係者と社会的に避難される関係を有していると認められることを知らずに下請契約を結んでいる場合であって、当該暴力団関係者排除に関し、町の求めに従わなかったと認められるとき。</p> <p>9 町の発注した物品購入等の契約に関し、受注者が暴力団関係者から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けたにもかかわらず、その旨を発注者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上4ヶ月以内</p>

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>10 請負契約を締結した物品購入契約等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品購入契約等の相手方として不適当であると認められるとき。(第15号に掲げる場合を除く。)</p> <p>11 町又は町以外の公共機関が県内で納入又は履行する物品購入等の契約及び業務(以下「県内の物品購入契約等」という。)に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるとき。(第15号に掲げる場合は除く。)</p> <p>12 県外の公共機関が発注する物品購入契約等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入契約等の相手方として不適当であると認められるとき。(前号に掲げる場合は除く。)</p>	<p>当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から12ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>13 町内の物品購入契約等に関し、業者である個人又は業者である法人の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第15号に掲げる場合は除く。)</p> <p>14 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から6ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>15 町内の物品購入契約等に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することになったとき。(当該物品購入契約等に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。(業者である個人又は業者である法人の役員若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>ロ 業者である個人又は業者である法人の役員若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は控訴を知った日から36ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為等)</p> <p>16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、物品購入契約等に関し不正又は不誠実な行為をした場合、並びに富士河口湖町建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき指名停止となった場合で、町の物品購入等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p> <p>17 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品購入契約等の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>

富士河口湖町物品購入契約等に係る指名停止措置要領運用細目
 (暴力団関係者等の指名停止措置要件について)

措置要件	富士河口湖町物品購入契約等に係る指名停止措置要領運用細目
別表第2 第4号	<p>◎ 「経営に実質的に関与している」とは次のような場合をいう。</p> <p>ア 株主として事実上経営を支配していると認められるとき。</p> <p>イ 顧問、相談役等の肩書きを持ち、経営に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 家族又は第三者の名義になっているが、名義人と同一生計になっていると認められるとき。</p> <p>◎ 「暴力団関係者」とは、暴力団の構成員又は特定の暴力団との繋がりが明らかかな準構成員をいう。</p>
別表第2 第5号	<p>◎ 「暴力団関係者を使用した」とは、次のような場合をいう。</p> <p>ア 暴力団関係者を使用して、入札において自社が有利となるように他社を妨害したとき。</p> <p>イ 暴力団関係者を使用して、下請に使用するよう他社に強要したとき。</p> <p>ウ 暴力団関係者を使用して、工事代金の債務を履行せず、又は不当な値引きを強要したとき。</p> <p>エ 正当な債権であっても、暴力団関係者を使用して、債権の履行を強要したとき。</p>
別表第2 第6号	<p>◎ 「金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えた」とは、次のような場合をいう。</p> <p>ア 商取引、冠婚葬祭等社会的儀礼行為において社会通念上適切な価格を著しく越えているとき。</p> <p>イ 自社工事の施工に関し、騒音等迷惑料、地域対策費等いかなる名目であれ、正当な理由のない金品を供与したとき。</p> <p>ウ その他正当な理由のない財産上の利益を与えたとき。</p> <p>エ 暴力団関係者が実質的に経営を支配している会社、実質的に運営を支配している団体等に対して、情を知って、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えた場合についても、同様の処分の対象とする。</p>
別表第2 第7号	<p>◎ 「社会的に非難される関係」とは、次のような場合をいう。</p> <p>ア 自らが主催するパーティその他の会合に暴力団を招待し、又は暴力団員が参加するパーティその他の会合に招待されること。</p> <p>イ 暴力団関係者と飲食、旅行、ゴルフ、マージャン等をする事。</p> <p>ウ 暴力団関係者と共同で事業（建設業以外）を行っていること。</p> <p>エ 暴力団関係者の冠婚葬祭等の行事に参列すること。</p> <p>オ 暴力団事務所や暴力団関係者宅へ出入りすること、又は建設業者の事務所や自宅に暴力団関係者が出入りすること。</p>

<p>別表第2 第15号 第16号</p>	<p>◎ 独占禁止法違反行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反し、物品購入契約等の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。</p> <p>ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が当該区域内における独占禁止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ 独占禁止法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（町長が軽微なものと判断した場合を除く。）</p>
<p>別表第2 第17号 第18号</p>	<p>◎ 業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。</p> <p>ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が町内における法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ 町発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等著しくは信頼関係を損なう行為があった場合</p>

様式1

第 一 号
年 月 日

富士河口湖町長 様

所管課長名

(公衆損害・履行関係者) 事 故 等 報 告 書

工 事 名		
施 工 場 所		
業 者	商 号	
	代 表 者 名	
	所 在 地	TEL
事 故 等 の 内 容		

※ (公衆損害・履行関係者) 事故等に係る現場略図等添付のこと

様式2

第 一 号
年 月 日

各位

富士河口湖町長

指 名 停 止 に つ い て

このことについて、次のとおり決定（変更）（解除）したので通知します。

業 者	商 号	
	代 表 者 名	
	所 在 地	TEL
指 名 停 止 期 間		(変更) (解除)
(理由)		

様式3

第 一 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様

富士河口湖町長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 様が (の) ① ことは誠に遺憾である。

よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかることのないよう十分注意されたい。② (今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の理由 ④

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第5第3項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式4

第 一 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様

富士河口湖町長

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け第 一 号をもって貴 の指名停止を行なった旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式5

富河管発第 一 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様

富士河口湖町長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け第 一 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。